



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 KurouDo

6
2017

発行: クロウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

今月より顧問先様への情報提供サービスの一環として、『月刊 KurouDo』を発行いたします。毎月1回、企業経営に役立つ情報をピックアップしてお届けいたしますので、ぜひご期待ください。

トピックス 中小企業庁が中小企業白書・小規模企業白書を公表

中小企業庁は、本年4月に、「2017年版中小企業白書・小規模企業白書」を公表しました。

いずれにおいても、中小企業・小規模事業者のライフサイクルと生産性及び中小企業・小規模事業者の雇用環境と人手不足の現状についての分析などが行われています。

最近、“人手不足・人材不足”がクローズアップされることが増えています。中小企業白書等ではどのように分析されているのか？ 概要を紹介します。



中小企業白書・小規模企業白書の要約（人手不足の現状・対応など）

● 人材不足への対応/多様な人材、外部リソース活用への取組

○成長・拡大志向企業は中核・労働人材ともに不足感が強く、中核人材の不足は、成長・拡大を目指す企業の新事業展開に影響（右図参照）。

○女性、シニア等多様な人材を活用できている中小企業は、生産性向上にもつながる業務の合理化・標準化に取り組んでおり、収益力を向上。

○機械化・IT化や付加価値向上で人材不足を克服する企業も存在。成長・拡大を目指す企業では、マーケティング、デザインなど高度な人材が求められる業務でも、アウトソーシングのニーズが増大。

なお、同月に公表された「財務局調査による『賃金の動向』について」においても、複数回答で賃金引上げを行う理由を調査対象企業に聞いたところ、「人材の確保」のためと答えた企業の増加が目立ち、前年度の31.6%から38.2%に増加しているとのこと。

この調査結果を受けて、財務省も、「賃金を上げないと人が集まらないという人手不足の傾向が強まっていることが鮮明になった」という見解を示しています。

事業展開の方針別に見た、中核人材の不足による経営への影響



“労働条件・環境を見直して人手を確保する”、そのような経営方針が、大企業のみならず、中小企業・小規模企業にも必要となってきたといえそうです。



新年度スタート 主な制度変更を確認しておきましょう



新年度がスタートしましたが、年度が替わる時期には、多くの制度変更が行われます。厚生労働省が管轄する制度においては、どのような変更が行われたのでしょうか。企業実務に関連ある事項を中心に紹介します。対応に漏れがないか確認しておきましょう。

厚生労働省関係の主な制度変更(平成 29 年4月～)

1 雇用・労働関係

□ 雇用保険率の引き下げ

雇用保険率を引き下げ。一般の事業にあつては次のとおり。

- 平成 28 年度：1,000 分の 11(被保険者負担分 1,000 分の 4／事業主負担分 1,000 分の 7)
- 平成 29 年度：1,000 分の 9(被保険者負担分 1,000 分の 3／事業主負担分 1,000 分の 6)

□ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正の施行

次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)及び特例認定(プラチナくるみん認定)の基準を見直し。また、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の基準も見直し。



2 社会保険関係

□ 平成 29 年度以降の在職老齢年金

平成 29 年度以降の厚生年金保険の在職老齢年金に関して、60 歳前半(60 歳～64 歳)の「支給停止調整変更額」と、60 歳後半(65 歳～69 歳)・70 歳以上の「支給停止調整額」を、法律に基づき引き下げ。

- 平成 28 年度まで：47 万円 ➡ 平成 29 年度以降：46 万円

(補足)60 歳前半の支給停止調整開始額(28 万円)については変更なし。



この変更により、年金の支給額が減る(支給停止額が増える・新たに対象となる)という可能性があります。また、そもそもの年金額も、物価などの変動に応じた自動改定で 0.1%引き下げられています。

□ 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率を引き上げ。

- 平成 28 年度：1,000 分の 2.0 ➡ 平成 29 年度：1,000 分の 2.3

[確認]子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、全額負担し納付する拠出金。その額は、使用する被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に、「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。



子ども・子育て拠出金率が引き上げられました。本年 4 月分(5 月納付分)以降の納付額を計算する際、率の変更にご注意しましょう。



改正個人情報保護法／全面施行は平成29年5月30日



平成29年5月30日からは、これまで個人情報保護法の適用がなかった「取扱う個人情報」が5,000人以下の小規模取扱事業者」にも、同法が適用されることとなります。

今回は、個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときのルールを紹介します。

個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときの基本的なルール

● 取得した個人情報は安全に管理する

- ・個人情報を事業者が保管する際には、安全に管理する必要があります。

例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる。
紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

- ・従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう社員教育を行いましょ。



● 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る

- ・個人情報を第三者（別法人であればグループ会社でも第三者に該当）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要です。
- ・ただし、次の場合は、本人の同意がなくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - 法令に基づく場合（例：警察からの照会）、人命に関わる場合（例：災害時）
 - 業務を委託する場合（例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す）



● 本人からの「個人データの開示請求」には応じる

- ・会社が保有している個人情報（個人データ）について本人から開示や訂正等を請求されたときは、会社は対応する必要があります。請求の方法を決めておくと同時に、本人から個人情報の利用目的を問われた場合に、きちんと答えられるようにしておきましょう。



最後に、個人情報保護委員会なども周知を行っている基本的な5つのルールをチェックしておきましょう。すべて、YESならOKです。

- ・ 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか？…YES/NO
- ・ 取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？……………YES/NO
- ・ 取得した個人情報を安全に管理していますか？……………YES/NO
- ・ 取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？（委託などの場合を除く）……YES/NO
- ・ 「自分の個人情報を開示してほしい」といった求めを断っていませんか？……YES/NO

改正個人情報保護法の施行はもう直ぐです。新たに対応を迫られることになる小規模取扱事業者の方に、いきなり大企業並みの規制がかかることはありませんが、規模にかかわらず、最低限度のルールは守る必要があります。



厚生労働省がパワハラの実態調査結果を公表



厚生労働省から、平成 28 年に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果が公表されました（調査対象：企業調査＝4,587 社、従業員調査＝男女 10,000 名）。以下に概要を紹介します。各企業の対応やパワハラの実態を把握できると思います。

職場のパワーハラスメントに関する実態調査/調査結果のポイント

(1) パワーハラスメントの発生状況

- ① パワーハラスメントに限らず、従業員の悩み、不満、苦情、トラブルなどを受け付けるための相談窓口（以下「相談窓口」）において相談の多いテーマは、パワーハラスメントが 32.4%と最も多い。
- ② 過去3年間に1件以上のパワーハラスメントに該当する相談を受けたと回答した企業は 36.3%。
- ③ 過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員は 32.5%（平成 24 年度実態調査〔前回調査〕では 25.3%）。

(2) パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組状況

- ① パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を実施している企業は 52.2%。
- ② 相談窓口を設置している企業は 73.4%。



(3) パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の主な効果

- ① パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を行うことにより、職場環境が変わる、コミュニケーションが活性化するという効果が得られるほか、「休職者・離職者の減少」、「メンタル不調者の減少」などの付随効果が得られる。
- ② パワーハラスメントの予防・解決のための効果が高い取組として、相談窓口の設置や管理職向け・従業員向けの研修の実施を挙げている企業の比率が高い。

効果を実感できた取り組み⇒管理職を対象とした研修等の実施が 74.2%と最も高く、次いで一般社員等を対象とした研修等の実施 (69.6%)、相談窓口の設置 (60.6%)となっている。



(4) パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の主な課題

- ① 企業規模が小さくなるにしたがい、相談窓口の設置比率が低くなり、パワーハラスメントを受けた場合に企業とは関係のないところに相談する比率が高くなることから、より大きな規模の企業と比べて、パワーハラスメントの実態が把握されていない。
- ② パワーハラスメントを受けたと感じた者が、「何もしなかった」と回答した比率は 40.9%であり、その理由として「何をしても解決にならないと思ったから」、「職務上不利益が生じると思ったから」と回答した比率が高い。

厚生労働省は、今回の調査結果などを踏まえ、引き続き職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた施策を実施していくとのことです。今後、パワハラの実態が厳しくなるかもしれません。

お仕事
カレンダー
6月



6/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

6/30

- 5月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 児童手当現況届の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第1期＞
- 4月決算法人の確定申告・10月決算法人の中間申告
- 7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中間申告